

令和7年度 第1回近江八幡市地域包括支援センター運営協議会報告書

1. 開催日時 令和7年8月6日（水）13：30～15：00
2. 開催場所 総合福祉センターひまわり館2階研修室1・2・3
3. 出席者 原田会長、頼住副会長、鈴木則委員、鈴木純委員、鳶本委員、重野委員
西川委員、岡田委員
事務局 西澤理事、濱田課長補佐
中北部地域包括支援センター 西川センター長
東部地域包括支援センター 山本センター長
西部地域包括支援センター 岡山センター長
安土地域包括支援センター 加藤センター長
4. 傍聴者 なし
5. 次第 報告・協議事項
 - （1）令和6年度圏域地域包括支援センター総合評価報告
 - （2）条例改正と令和7年度人員体制について
 - （3）令和7年度 地域包括支援センター業務の運営方針について
 - （4）令和7年度 地域包括支援センター事業計画（基幹・圏域）について
 その他
東部圏域及び安土圏域における生活支援コーディネーターの委託について
6. 議 事 以下の概要のとおり

事務局	○開会 ○福祉保険部理事あいさつ ○委員紹介 ○本日の出席委員は8名、委員の全員出席であり、条例第33条第3項の規定を満たしており、本会議は成立していることを報告。 ○会長あいさつ ○報告・協議事項 <u>（1）令和6年度 地域包括支援センター総合評価報告について</u> （資料2により説明）
副会長	評価をするときには基準を決めておく方がよい。
会長	各相談事例に関しても、どういったことが課題なのか、どういう状況だったのか、事例特徴の分析等をできるといいのではないか。そういうところから具体的な方策

	が立っていくのではないかという意見なので、事例に関するところも一つ基準として設けられたらどうか。
事務局	(2) 条例改正と令和7年度人員体制について (資料3-1、3-2により説明) 令和6年度の第3回の運営協議会において、介護保険法施行規則の変更に準じ、本市の地域包括支援センター人員等の基準に関する条例の一部改正を行った。これにより常勤換算方法での人員配置が可能となったが、現在、西部地域包括支援センターでは常勤の主任ケアマネジャーの確保が難しく、常勤換算の1名で運営している状況にあることを報告。運営協議会の承認を得たい。
会長	委員全員異議なし、承認する。
事務局	(3) 令和7年度 地域包括支援センター業務の運営方針について (資料4により説明) 運営方針について、大きな変更はないが、重層的支援体制整備事業に関連する内容を追記した。
会長	重層的支援体制整備事業について事務局から簡単に説明を。
事務局	重層的支援体制整備事業の相談支援について、各関係課と連携しながら家族全体を捉えてケース支援を実施すること。
会長	市の方でも仕組みを作っていくのに考えてくださっていると思うが、重層をやっていけないことにはうまく機能しない。今まで縦割りだったのを横串で繋ぐという考え方で、そこに包括も関わってみんなで1人も取り残さない社会を作るっていう概念に向かって活動していくということだと思うが、社協さんの方はそこに大きく関わっているのではないかな。
委員	社協の取組については、福祉政策課を中心に必要に応じていろんな他のところと連携をしていただくような形で一緒に取り組みさせていただいている。
委員	包括に丸投げという実態はないか。
委員	包括にはないが、障がいのサービスを利用される方のプラン作成はケアマネジャー任せになっている。障がい福祉課の協力体制を整えてほしい。
委員	高齢者の生活が立ち行かなくなった時、介護保険の入り口にタッチするまでのとこ

	ろをどうするか考えると、重層でなければ成しえない。
事務局	(4) 令和7年度 地域包括支援センター事業計画(基幹・圏域)について (資料5-1について説明) 基幹型地域包括支援センターの事業計画について説明 指定介護予防支援事業所業務について 基幹型の地域包括支援センターでプラン作成をする件数が非常に増加しており、プランナーが対応するまでに市民の方に少し待っていただくような事例が発生している。そこで今年度より試行として、東部地域包括支援センターに専用プランナーを配置して、東部圏域と安土圏域の一部の利用者の担当をしている。中間評価について東部地域包括支援センター長から説明する。
センター長	市直営の介護予防支援事業所と比較し、①受付、②ケース連絡、③訪問、④契約までの期間について比較をしたところ、倍近い期間を短縮できている。プランナーが包括内にいることで、迅速に対応できるようになった。 今後の他の圏域包括での配置については、人員体制に関わることであり、引き続き検討していく。
委員	東部包括に配置したのは、この圏域に利用者が多いからか
事務局	利用者が多いからではなく、モデル的に直営包括で実施した。近江八幡市の介護予防事業所の動き方については、他の市とは違っており、地域包括支援センターができた当初に地域包括支援センターの職員は包括の本来業務の方に重点を絞ってやっていたと、プランを持ってしまおうとどうしてもその対応件数が増え、包括の職員としての動きができにくくなるのではないかという懸念もあり、直営の予防支援事業所が一手にプランを受けるという体制をとって進めてきた。しかし、引き継ぎに時間がかかったりするので、モデル的に今年度実施している。
会長	他市はどうですか。
委員	他市は1人ずつ地域包括にプランナーがついている。1人だから、包括職員の規定の人数+プランナー、または3職種の誰かを置いていいですよということ。プランがちょっと安いという点はあるが、かなりの業務過多で大変というのが実態。委託先を絶えず探しながら、お願いできる事業所をどれだけ確保するのか。 私からも質問ですが、今の委託包括では予防プランは全然作っておられないのでしょうか。6ページにある介護予防ケアマネジメント事業は予防プランではなく、総

	合事業のプランですが、予防プランは作っておられませんか。
センター長	委託契約の中で、予防と総合事業併せて上限 30 件までとなっている。総合事業のマネジメントをすると、予防は件数的に持てない。
会長	東部の取り組みを見て、どのようにしていくか また評価のところで検討し報告いただきたい。続いて、事務局から窓口対応について介護保険課からの意見があると聞いている。
介護保険課	今包括支援センター様の総合評価を見せてもらおうと、認知度について高める取組を地域に出向いてであるとか、チラシを配布したりして高めていただいているというところはありがたいと思う。高齢者の身近な相談窓口の役割として、包括支援センターはとても重要であると考えている。また相談される高齢者にとっても、地域にあって身近で、こういったイベントとかでお見かけして相談しやすいというところがすごく重要。現在、介護保険課にも相談に来られるが、その中でやはり内容によってはまた包括支援センターの方に行ってくださいといったご案内をさせていただくことがあり、市民の方を動かしてしまうというような現状がある。そういう中で、相談に来られた方が必要な手続きをスムーズに、また必要なサービスが早く受けられるようにできたらいいなというように考えている。身近な相談先というところで、相談の入口はまず包括支援センターでしていただくというところで、ご検討いただけないかなというふうに考えている。
会長	今の発言は介護保険課の方に直接相談に来る人が多いということか。
介護保険課	そこその人数になる。
会長	そうするともう少し圏域包括に上げていくっていうことが必要だということになりますかね。今いろんな取り組みをしてくださっているけれども、何となくひまわり館がいろんな相談窓口だと住民さんに伝わっているので、なかなか抜け切らない。まずは包括に相談となっていない現状があるかもしれないので、そういう意味では、圏域包括の活動についての啓発が進んでいくと住民から様々な相談もあるし、必要なサービスに繋がっているのではないかといいことでよかったでしょうか？
事務局	どうしても住民さんは、ひまわり館というこの建物の名前が高齢者の方の全部を解決してくれる建物というイメージがあり、「介護保険課に行き」というよりは「ひまわり館に行き」と言われて来たとおっしゃる方が多い。介護保険課で話を聞いていると圏域包括で様々な支援や制度を紹介してもらえればすぐに解決したのに、と

	いうこともたくさんあるようである。まずは相談の入口として地域包括支援センターに行っていただくというのがいいのではないかと考えている。
事務局	資料５－２に基づいて、圏域地域包括支援センターの事業計画について、各圏域地域包括支援センター長より報告
センター長	資料に基づき説明
会長	圏域の報告について質問等はあるか。
委員	先ほどの市からの報告も含めて、今の圏域包括の方々から、取り組みをご報告いただいた中に、いろいろな事業を通じて地域課題を明らかにしているというようなことが書いてあるが、地域ケア会議については必要時と書かれているところが２ヶ所あった。おそらく全ての圏域包括で開催されていると思うが、その状況と、それからその上の、地域ケア推進会議がそれらの上位の会議になるのでしょうか。先ほど少し話にあった福祉政策課の会議に参加して…とおっしゃったところがあったと思うが、会議体がどのような体系になっているのかというところが気になったので教えていただきたい。 市全体として、地域ケア会議の体制整備として、個別課題から抽出された課題とか政策のところまでマニュアルを作成するというのも書かれていたので、具体的なそのあたりの取り組みなども教えていただけたらと思う。
事務局	地域ケア会議は必要時と書いているが、ケースが生じたときに開催している。ちなみに昨年度は中北部・東部・西部ともに１件ずつと安土は０件になっているが、安土の方は地域ケア会議というよりも総合相談の中で把握した地域のごみ出しの問題を抽出して、地域ケア推進会議に上げている。地域ケア会議と地域ケア推進会議の位置づけについては、元々、圏域の個別の地域ケア会議から出た課題を地域ケア推進会議に上げていくという流れがある。現在その実践を通して、もう少し細かくフローやマニュアルの見直しを図っているところ。重層的支援体制整備事業の関係もでてくるため、どういう経緯で会議に上げて課題解決の道筋を立てていくかというフロー図を作っている。
委員	各圏域の地域課題とか市の健康課題などについてもこの会議で今後ご紹介していただけるとありがたいなと思う。
会長	実際の地域ケア会議は困難事例の会議がありますが、ネットワーク会議もあるので、地域ケア会議を全く圏域がしないっていうのもおかしい話だと思う。 地域ケア会議をしようと思うと、関係機関とのネットワークもできますので、そこ

	でこの地域の課題はどういうことなんだろうかっていうことを皆さんから聞いて抽出するという地域ケア会議もある。その辺りの地域ケア会議の進め方はまたご検討いただきたいと思うのと、そこで出てきたものを第一層の会議、推進会議で施策化していくこと検討いただきたい。圏域もやったけどどうなってんのっていう話になるので、このあたりは一層の市の基幹型のところで、具体的なまとめをしていくようなシステムを描いていただいて、実際に運営するといいなというふうに感じたところです。
会長	最後に次第の５番が残っておりまして、東部圏域および安土圏域における生活支援コーディネーターの委託についてということでお願いいたします。
事務局	令和７年度より東部と安土の両圏域において近江八幡市社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託して生活支援コーディネーターを配置しておりますことをご報告いたします。以上です。
会長	委員の皆様、何か言い残したことはありませんか。
委員	皆さんご承知のことですけれども、社会全体はもう高齢社会になってきている。お互いに助け合わなきゃならないということで、多死社会が迫ってるという状況もあるし、その中で相談者の側がどこに誰とどう繋いでいったらいいかっていうのは、およそわからないと思うんです。確かに民生委員さんに相談とかいうこともあるんですが、相談者は誰に相談なさいましたか。民生委員がナンバーワンではないんですね。そうすると相談をしたい方は一体どこ行ったらいいのかな、とりあえず近江八幡はひまわり館に行こう、これはもうやむを得ないとは思いますが。 それからもう一つは、今年センターの評価の基準の確認について、計画と実施のいわゆる進行管理をきっちり表にできないませんか。こういう計画を立ててどれぐらいしようと思ったけれども、結果的にこうなりましたというように、少しグラフ化する進行管理をしていただきたい。
会長	様々な計画がロジックモデルで中間評価とかも出していく形になっているので、そのあたりどこまでやっていけるかということも含めて、また事務局の方でもご検討いただけたらなと思います。 何を目的に、どういう計画でやります、どれぐらいやったら、どういう結果でしたというのを数値で示していくというのが今後求められていきますので、そのあたりまたご検討いただければいいなと思います。 そのあたりを見てくださいるのは多分基準だと思うんですけど。

会長	それではこれにて本日の議事を全て終了しました。 皆さんいろいろ意見を言っていただきまして、事務局の方でも持ち帰りをしていただくことになるかと思いますが、議事進行につきましてご協力いただきましてありがとうございました。 それでは事務局の方にお返しさせていただきたいと思います。
副会長	あいさつ 本日はご意見ありがとうございます。 大変なことをやってるんだなっていうふうに思いますし、いろんな課題がこれから出てくると思います。私も今言ったように、どこの誰に言ったらいいのか全然わからなくて、とりあえずひまわり館行ったら、とか近い西部包括を相談先として伝えるんですけど、お医者さんとかからそういう困っているケースの相談などありますか。挨拶の言葉としてはちょっとまとまりがありませんが、また今後ともよろしく願いいたします。 これで閉会といたします。ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。以上をもちまして、第1回近江八幡市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。 次回につきましては、また年明けに再度皆さんのご都合を聞きながら日程を決めさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。 本日はありがとうございました。